

日進市自治推進委員会について

1 自治推進委員会の役割

(1) 日進市自治推進委員会条例

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議して答申する。

- (1) 基本条例の遵守及び見直しに関する事項
- (2) その他自治の推進に関する重要事項

(2) 日進市自治推進委員会規則

(所掌事項)

第2条 条例第2条第2号に定めるその他自治の推進に関する重要事項とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 日進市自治基本条例に規定する委任条例の制定及び見直し並びに委任条例の推進に必要な事項の協議及び評価に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

2 関係条例

(1) 日進市自治基本条例（平成19年10月1日施行 企画政策課所管）

(目的)

第1条 この条例は、日進市における自治の基本理念を明らかにするとともに、その基本となる事項を定め、市民、市議会及び市の執行機関が一体となって市民主体の自治の実現を図ることを目的とします。

(2) 日進市市民参加及び市民自治活動条例（平成24年10月1日施行 市民協働課所管）

(目的)

第1条 この条例は、日進市自治基本条例第15条第5項及び第16条第5項の規定に基づき、市民参加及び市民自治活動に関し基本的な事項を定めることにより、市民主体の自治の推進を図ることを目的とする。

3 これまでの諮問・答申内容

期（年度）	諮問・答申内容
第1期 （H20～ H21）	<p>【諮問】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日進市における自治の基本理念を明らかにするとともに、参加と協働による市民主体の自治を推進する観点から、貴委員会の審議調査を求めます。 <p>【答申】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○条例第27条第1項に規定される遵守等については適切である。 ○条例の周知等に努め、これまで以上に協働によるまちづくりに取り組んでいくことが必要である。 ○条例の見直しについては、施行して2年余という短い期間であるため必要性がないと判断し、審議は行っていない。 ○検証の手法を含めた見直し及び「(仮称)日進市市民参加及び市民自治活動条例」についても、多くの市民や条例の制定に携わられた委員のまちづくりに対する思いを十分に活かして審議を行うべきである。
第2期 （H22～ H24）	<p>【諮問】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)日進市市民参加及び市民自治活動条例に関すること ・日進市自治基本条例の検証について（答申は第3期） <p>【答申】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「日進市市民参加及び市民自治活動条例」について、自治の基本理念に沿った内容となっており、適切であるものと認める。 ○条例が制定された後は、職員や市民に対する周知等に努め、これまで以上に市民参加と協働によるまちづくりに取り組んでいくことを求める。
第3期 （H24～ H25）	<p>【諮問】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民参加及び市民自治活動条例に規定する定期的な評価について <p>【答申】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現時点においては、「市民参加」と「市民自治活動の支援及び協働の推進に必要な事項」に分けた評価を実施する。 <p>1 「市民参加」については、対象となる事項の手続が2つ以上の方法により実施されているかの確認となるが、数年後には手続の組み合わせや質についても検証できるよう整理を進めることを求める。</p>

	<p>2 「市民自治活動の支援及び協働の推進に必要な事項」については、現時点としては、市の執行機関が行うべき支援等についての評価とし、評価指標を定めることを求める。</p> <p>○今後は複数年かけ、テーマ型と地縁型のコミュニティなど対象に応じた支援等の整理のほか、市民自治活動全体の把握を進めるとともに、定量的な指標と定性的な指標の設定に努めていただきたい。</p> <p>(第2期諮問分)</p> <p>○課題はあるものの、現時点において条例を見直す必要はない。</p> <p>○課題については、今後も引き続き検証し、課題解決に向け、必要な措置を講じていただくことを求める。</p>
<p>第4期 (H26～ H27)</p>	<p>【諮問】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民参加及び市民自治活動条例第27条の規定に基づく定期的な評価について ・日進市自治基本条例に規定する委任条例について <p>【答申】</p> <p>(市民参加条例分)</p> <p>○今後も引き続き「市民参加」と「市民自治活動の推進」の視点に分けて評価していくことを求める。なお、条例の趣旨を踏まえながら、より積極的な市民参加及び市民自治活動の推進に努めることを望む。</p> <p>1 市民参加 対象事項の性質ごとに最も効果的かつ効率的な手法を定め、相応な手続が実施されているかを評価する。</p> <p>2 市民自治活動の推進 経年変化把握を必要とする指標以外は、定量的及び定性的な指標を定め、その組み合わせにより評価する。また、テーマ型と地縁型のコミュニティなど、対象に応じた支援等の評価について、引き続き整理・検討を進める。</p> <p>(委任条例分)</p> <p>○委任条例の推進状況等の評価及び検証を行った結果、いずれも法令や社会情勢に応じた対応や適正な運用をしていることが認められた。</p> <p>○日進市自治基本条例の基本理念である「市民主体の自治の精神の共有」を進めることで、市民、市議会及び市の執行機関が一体となって市民主体の自治の実現を図っていくことを望む。</p>

<p>第5期 (H28～ H29)</p>	<p>【諮問】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日進市自治基本条例（平成19年日進市条例第24号）第28条の規定に基づく条例の見直しの検証について <p>【答申】</p> <p>○条文毎に、社会情勢の変化や他市条例との比較等を踏まえ、様々な視点から慎重に検証した結果、本条例の改正は現時点においては必要ない。</p>
<p>第6期 (H30～ R1)</p>	<p>【諮問】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日進市自治基本条例第27条第2項に規定する検証について ・市民参加及び市民自治活動条例第27条の規定に基づく協議及び定期的な評価について <p>【答申】</p> <p>（自治基本条例分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○検証を行った第1条から第17条までの範囲では、市政が本条例に基づいて行われていることが概ね認められた。 ○市民主体の自治の実現という観点に基づき、改善できる部分もあるものと考えられる。 <p>（市民参加条例分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○次のとおり「市民参加」と「市民自治活動の推進」の視点に分けて評価していくことを求める。 ○今後も条例の趣旨を踏まえながら、より積極的な市民参加及び市民自治活動の推進に努めることを望む。 <ol style="list-style-type: none"> 1 市民参加 <ul style="list-style-type: none"> 対象事項の性質ごとに最も効果的かつ効率的な手法によって手続が実施されているかを評価すること。 2 市民自治活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> 経年変化把握を必要とする指標以外は、定量的及び定性的な指標を定め、その組み合わせにより評価すること。また、対象に応じた支援等の評価に定量的又は定性的な指標と組み合わせることで詳細に評価・分析することを求める。

4 令和2年度スケジュール（予定）

回	日付	内容
1	令和2年8月5日	延期
1	令和2年10月2日	○委嘱状の交付 ○諮問 <ul style="list-style-type: none"> ・日進市自治基本条例第27条第2項に規定する条例の遵守の検証について ・市民参加及び市民自治活動条例第27条の規定に基づく定期的な評価について ○議題 <ul style="list-style-type: none"> (1) 日進市自治基本条例について (2) 日進市自治基本条例第27条に基づく検証について (3) 市民参加手続の実施状況報告について
2	11月初旬	○議題 <ul style="list-style-type: none"> (1) 日進市自治基本条例第27条に基づく検証について
3	12月中下旬	○議題 <ul style="list-style-type: none"> (1) 日進市自治基本条例第27条に基づく検証について
4	3月頃	○答申

※令和3年度から、自治基本条例第28条の規定に基づく条例の見直しの検証を予定しています。